

インド・デリー準州と福岡県との相互協力に関する覚書（仮訳）

1. はじめに

インド・デリー準州と福岡県（以下双方を指す場合は「両者」という）は、以前より友好提携を締結している。福岡県とデリー準州との友好協力関係を確立し、戦略的提携関係の強化に寄与すべく、両者は以下について合意した。

2. 目的

本合意の目的は下記のとおりである。

- a) 日印の法律および政策、ならびに両国が調印している国際条約等を遵守し、相互の尊重、平等および相互利益を基礎とした友好協力を確立し、それぞれの管轄の枠組においてそれを実施するための仕組みをつくる。
- b) 指定当局間の連絡を含む定期的な連絡を維持する。
- c) 上記の目的のために、代表団の相互派遣、組織間の交流および相互に関心のある分野における経験の共有を行う。

3. 協力分野

以下の分野において専門知識の交流と協力を行う。

- a) 環境と大気汚染
- b) 文化、観光および遺産
- c) 教育
- d) 青少年の交流

4. 両者の役割

上記の活動を実施するために、両者は以下に述べるような作業を担う。

I. デリー準州の役割

- a) デリー準州政府傘下のすべての省庁、部門および組織に対し、本合意をあらゆる側面から実施するための支援を要請する。
- b) 最も専門的かつ倫理的な基準に基づいてすべての作業にあたる。
- c) 都市開発部内に友好提携担当班を設置し、稼働させる。
- d) 友好提携担当班を支援し、専門的助言を与えるための委員会を組織する。
- e) 本活動に関連するワークショップなどの開催を支援する。
- f) 住民参加型の活動を実施し、関係者との調整を行う。
- g) 本合意に基づいて行われる様々な活動を適切に文書化し、保管するとともに、関係する州政府、インド政府都市開発省および外務省に年次報告書を送付し、関連するウェブサイトにも掲載する。
- h) 本覚書に署名後、その複写をインド政府都市開発省および外務省宛てに正式に提出するほか、州政府のウェブサイトにも必ず掲載する。
- i) その他、両者間で合意された具体的役割を担う。

II. 福岡県の役割

- a) 福岡県に対し、本合意をあらゆる側面から実施するための支援を要請する。
- b) 最も専門的かつ倫理的な基準に基づいてすべての作業にあたる。

- c) 市/県レベルの友好提携担当班を設置し、稼働させる。
- d) 友好提携担当班を支援し、専門的助言を与えるための委員会を組織する。
- e) 本活動に関連するワークショップや視察などの実施を支援する。
- f) 住民参加型の活動を実施し、関係者との調整を行う。
- g) その他、両者間で合意された具体的役割を担う。

5. 両者の責務

両者は下記の責務を担う。

- a) 本合意に基づいて行われるすべてのプログラム、プロジェクト、および活動についてコミュニケーションを図るための会合を定期的に行う。
- b) 年次共同行動計画およびプロジェクト提案/活動を策定する。
- c) 交流や活動を実施する前に、それらを行うための資金が利用可能であることを確認する。
- d) 共同行動計画に関する活動を実施するための費用負担ルールを策定し、財政上の合意を確立する。
- e) プロジェクト/活動の実施に係る国内旅費と接遇費用をまかなうための両者間の費用負担ルールを策定する。
- f) 本合意に基づいて実施される活動について、それぞれの中央政府に定期的な報告を行う。

6. 本覚書の性質

- a) 本合意は、両者間に拘束力のある義務を課すものではない。本覚書のいかなる規定も、両者がそれぞれの管轄の法律で定められた措置を講じたり、義務を履行したりすることを妨げるものではない。
- b) 本合意は、両者のいずれに対しても資金または資源を費やすことを法的に義務づけることを意図したものではなく、両者の真意の表明である。これは、協力に関する両者の全体的な理解を規定するものである。

7. 合意内容の実施

- a) 両者は、それぞれの能力、権限、資源の範囲において、適用される法律の下で、本合意を相互に満足のいくかたちで確実に実施するために必要な取り決めを行うものとする。
- b) 両者は、本合意に基づいて実施される活動に関連する文書および資料に相互協力についての記述を盛り込むことによって本合意を公表するものとする。

8. 修正

本覚書は、両者間の書面による合意によっていつでも修正することができる。

9. 友好提携の期限および解消

友好提携は3年間有効である。2012年11月22日に両者間で締結され、2017年3月31日に期限が満了した合意を想起し、両者は2017年4月1日から相互協力の期限を延長することを希望する。その後、いずれか一方が少なくとも3ヶ月前に友好提携を解消する意向を他方に書面で通知しない限り、書面による同意により更新することができる。既存の友好提携の解消が、本合意に基づいて実施されている進行中のプロジェクトの完了に影響を与えてはならない。

10. 責任者

本合意の責任者は、以下の条件を満たすものとする。

I. インド・デリー準州政府：デリー準州都市開発部主席次官

Principal Secretary, Department of Urban Development, Government of National Capital Territory of Delhi, 9th Level, C-Wing, Delhi Secretariat, IP Estate, New Delhi – 110001.

II. 福岡県：福岡県国際局長

11. 紛争の解決

本合意の解釈、実施または適用に関して生ずるあらゆる紛争、意見の相違または請求は、直接交渉、または調停と協議によって友好的に解決されるものとする。

以上の証拠として、下名は正当なる委任を受けて本合意に署名した。

日付：2018年 月 日

場所：

原本二通（いずれも英語版）

インド・デリー準州政府	福岡県庁
.....
氏名：アルヴィンド・ケジリワル	氏名：小川 洋
役職：州首相	役職：県知事